

令和2年度感染患者早期受入協力医療機関支援金支給事業交付要綱

1 事業の目的

早期に、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入に協力した医療機関に対して、感染患者早期受入協力医療機関支援金を支給することで、感染症対策の体制維持及び地域の医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の種類

次の事業を実施する。

感染患者早期受入協力医療機関支援金事業

3 実施主体

事業の実施主体は、北海道とする。

4 対象者

事業の対象者は、令和2年1月28日から令和2年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行った医療機関の開設者のうち知事が適当と認める者とする。

5 支給額

感染症患者早期受入協力医療機関支援金（以下「支援金」という。）は、令和2年1月28日から令和2年3月31日の間の新型コロナウイルス感染症入院患者1人当たり450,000円に入院日数を乗じて得た額を支給するものとする。

6 支援金の支給等

(1) この支援金は、予算の範囲内で支給する。

(2) 支給申請

支援金の支給を受けようとする対象者は、北海道知事に対して、別記第1号様式「感染患者早期受入協力医療機関支援金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。

(3) 支給申請の期限

支給申請は、令和2年（2020年）11月30日（月）までに行わなければならない。

(4) 支給申請書の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ア 支援金支給額算出表（別記第2号様式）

イ 令和2年1月28日から令和2年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が入院していたことを証明する書類等（診療報酬明細書（写）等）

(5) 支援金の支給の決定及び支給の時期

ア 北海道知事は、支給申請を受けた場合、当該申請者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

イ 北海道知事は、アの決定を行ったときは、支給額を算定し、別記第3号様式「支給決定通知書」により当該申請者に遅滞なく通知しなければならない。

(6) 支援金の支給の条件

ア 北海道知事は、申請者に虚偽の申請その他不正な行為があった場合には、この支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、別記第4号様式「支給決定取消書」により遅滞なく通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し既に支給された支援金があるときは、別記第5号様式「取消後の支給額返還命令書」により遅滞なく通知し、その返還を命ずることができるものとする。

イ 申請者は、アの規定により給付金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

附則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。